

国立大学法人電気通信大学在宅勤務規程

制定 令和7年11月12日規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、次に掲げる規則（以下「就業規則等」という。）の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の在宅勤務について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の2
- (2) 国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則（以下「特任就業規則」という。）第25条の2
- (3) 国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則第22条の2
- (4) 国立大学法人電気通信大学再雇用職員就業規則第21条

2 本学に勤務する職員の在宅勤務については、国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程、国立大学法人電気通信大学非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程その他就業規則等に基づき特に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 在宅勤務制度は、職員のワークライフバランスの向上とともに、業務の生産性及び効率性の向上を図ること並びに災害時等の非常時においても業務継続に資することを目的として実施するものとする。

(定義)

第3条 この規程において「在宅勤務」とは、職員が通常の勤務場所を離れて、当該職員の自宅、親族の居宅その他自宅に準じる場所（以下「自宅等」という。）において、情報通信機器等を利用して業務を行うことをいう。

(在宅勤務の実施要件)

第4条 在宅勤務の実施要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 業務遂行のための情報通信機器、情報セキュリティ対策その他必要な環境を整備できること。
- (2) 自律的に業務を遂行できること。
- (3) 勤務に支障のない心身の状態であること。
- (4) 通常の勤務場所における勤務と同等に業務を遂行できること。
- (5) 本学の業務運営に支障を生じないこと。
- (6) 対面による学生指導及び授業に支障を生じないこと。

2 前項に定めるもののほか、各部局等の長は、当該部局等において在宅勤務の実施要件を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、甚大な自然災害又は重篤な感染症その他の重大な事件又は事故の発生により、職員が通常の勤務場所に通勤することが困難な状況にある場合であって、職員の生命の危険回避又は本学の機能維持のため特に必要であると認めるときは、学長が職員に在宅勤務を命じることがある。

(在宅勤務の実施単位)

第5条 在宅勤務の実施単位は、1日又は半日とする。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定に基づき、小学校就学前の子を養育する職員が在宅勤務等の措置を希望する場合は、1時間を単位として実施することができるものとする。ただし、始業時刻から又は終業時刻までのいずれかに連続する場合に限る。

（在宅勤務の手続き等）

第6条 第4条第3項の規定による場合を除き、在宅勤務を希望する職員は、あらかじめ学長に申請し、承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ申請することが困難であった場合には、事後速やかに、その事由を付して申請しなければならない。

2 学長は、別に定めるところにより、前項の申請に関する許否について、本学の役員又は職員に委任することができる。

3 学長（前項の規定により委任を受けた者を含む。第15条を除き、以下同じ。）は、第1項の申請があった場合に、業務に支障がないと認めるときは、在宅勤務を承認するものとする。

4 学長は、在宅勤務の承認を受けた職員又は学長が在宅勤務を命じた職員（以下「在宅勤務者」という。）に在宅勤務における業務内容の報告を求めることができる。

5 在宅勤務者は、前項の報告を求められたときは、速やかに学長に報告を行うものとする。

6 学長は、在宅勤務を承認し、又は命じた日においても、業務その他の都合上必要が生じた場合には、当該職員に対して出勤を命じることができる。

（連絡体制）

第7条 在宅勤務者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）事故・トラブル等の発生時には本学に連絡すること。

（2）本学から勤務時間中に職務に関する連絡があった場合は誠実に対応すること。

（3）本学から緊急連絡事項が生じた場合に確実に連絡がとれる方法をあらかじめ本学に申し出ること。

（在宅勤務者の勤務管理）

第8条 在宅勤務者の所定勤務時間、休日及び休暇は、通常の勤務場所における勤務と同様とし、勤務開始・終了時刻を遵守するものとする。

2 在宅勤務者は、在宅勤務を実施した日の始業時刻及び終業時刻を就労管理システムに打刻するものとする。

3 在宅勤務者（裁量労働制適用者を除く。）は、業務の開始及び終了について、電子メール、グループウェアその他の方法により、直属の上司に報告するものとする。

4 在宅勤務者（裁量労働制適用者を除く。）が業務を中断する場合は、年次有給休暇等の申請を行うものとする。

5 在宅勤務を行う1日のうちの一部を通常の勤務場所において勤務する場合は、所定労働時間内の自宅等と通常の勤務場所の間の移動時間は労働時間とみなすものとする。

6 学長は、原則として在宅勤務者に時間外労働、休日労働及び深夜労働を命じることができない。ただし、業務の都合上やむを得ない場合は、労使協定の範囲内で命じることがで

きる。

- 7 裁量労働制適用者である在宅勤務者が、業務の都合でやむを得ず休日及び深夜に勤務する場合は、事前に所定の手続により学長の許可を得るものとする。

(在宅勤務の取消)

- 第9条 学長は、在宅勤務者が次のいずれかに該当する場合は、在宅勤務の承認又は命令を取り消すことができる。

(1) 在宅勤務の期間中において勤務実績がない又は申し出と異なる不適切な勤務をした場合

(2) 第4条に掲げる実施要件に該当しないこととなった場合

(3) 在宅勤務の実施が、業務その他の都合上支障があると認める場合

(研修、出張及び兼業の取扱い)

- 第10条 在宅勤務者は、就業規則及び特任就業規則並びに国立大学法人電気通信大学教育研究職員の就業の特例に関する規程第9条の定めるところにより研修を行うことができる。

- 2 学長は、就業規則等の定めるところにより在宅勤務者に対して出張を命じることができる。

- 3 前2項の場合において、妊娠中の在宅勤務者に、研修を承認し、又は出張を命ずる場合は、学長は、母体又は胎児の健康保持に影響がないよう留意して行うものとする。

- 4 職員は、在宅勤務日において「国立大学法人電気通信大学職員兼業規程」の定めるところにより兼業を行うことができる。

(通勤手当の取扱い)

- 第11条 在宅勤務者が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

(業務上の災害補償)

- 第12条 在宅勤務者が、業務を原因（業務遂行性と業務起因性の両方が認められるものに限る。）として災害を被った場合は、就業規則等に定める業務上の災害補償と同じ取扱いとする。

(情報セキュリティ対策)

- 第13条 在宅勤務時の情報セキュリティ対策については、本学が定めている情報セキュリティポリシー等に準ずるものとする。

(費用負担)

- 第14条 在宅勤務に伴って発生する自宅等の光熱費、通信費等の費用は、在宅勤務者の負担とする。

(雑則)

- 第15条 この規程に定めのない事項については、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年12月1日から施行する。

- 2 国立大学法人電気通信大学在宅勤務細則は、施行日の前日をもって廃止する。